

館山市工事等指名業者選定要領

平成25年6月28日 制定
最終改正 令和7年10月1日

(目的)

第1条 工事又は製造の請負、物件の買入れその他の契約について、館山市財務規則（昭和39年9月16日規則第18号）第102条の定めるところにより、業者選定に関する必要な事項は、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(選定基準)

第2条 館山市入札参加適格者名簿（以下「適格者名簿」という。）に登録された者から選定するものとする。

2 建設工事に関する選定においては、館山市建設工事等入札参加者資格審査規程（昭和50年11月10日訓令第7号）に示す請負工事金額の制限基準に基づき、該当する格付等級を持つ者から選定することを原則とする。予定価格が複数の等級に該当し、複数の等級から選択する場合は、等級を飛び越える選定はしないものとする。ただし、同規程の請負金額制限の特例に該当する場合を除く。

3 市内業者育成の観点から市内に本店を置く者の選定については特に考慮するものとし、市内に支店あるいは営業所等を有する者については、選定にあたり考慮するものとする。

(指名業者選定にあたっての留意事項)

第3条 指名業者の選定にあたっては、別表に定める基準により次の各号に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名機会の均等化及び受注の状況を勘案して行うものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営及び信用の状況
- (3) 工事成績等の状況
- (4) 手持ち工事等の状況
- (5) 当該工事等についての技術的な適正
- (6) 安全管理の状況
- (7) 労働福祉の状況

(指名業者数)

第4条 指名業者の数は、発注金額に応じ、次表に定めるところによるものとする。ただし、契約の内容により同表の指名業者数を選定することが困難な場合はこの限りでない。

発 注 金 額	指 名 業 者 数
200万円未満	3者以上
200万円以上500万円未満	5者以上
500万円以上1,000万円未満	6者以上
1,000万円以上5,000万円未満	8者以上
5,000万円以上1億円未満	10者以上
1億円以上	12者以上

(選定の特例)

第5条 次の各号に該当する契約については、第2条第1項の規定にかかわらず、適格者名簿に登載されていない者を選定することができるものとする。

- (1) 災害その他の理由により緊急な工事をするとき。
- (2) 特殊な機械又は技術を必要とするとき。
- (3) 特殊事情のため他の官公署と密接な関連性があるとき。
- (4) 特殊な物品又は機械を購入するとき。
- (5) 建設用工事材料が特殊な製品であるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(選定の禁止)

第6条 指名業者の選定において、次の各号のいずれかに該当することが明らかな場合は、当該業者を同時に指名業者として選定することができない。ただし、選定後においてこれらの事実が判明した場合は、この限りでない。

- (1) 取締役又は監査役の兼任関係がある者
- (2) 代表者が同一人である者若しくは代表者が夫婦又は同居の親族の関係にある者

(指名の停止)

第7条 指名停止基準については、館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領によるものとする。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事等に適用する。

附 則

この要領は、平成28年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事等に適用する。

別表（第3条関係）

留意事項	基 準
不誠実な行為の有無	以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。 （１） 館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止期間中であること。 （２） 市発注の工事及び業務等（以下「工事等」という。）に係る契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状況が継続していることから契約相手として不適当であると認められること。 ア 契約書に基づく関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等、契約の履行が不誠実であること。 イ 一括下請け、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。 （３） 警察当局から、市に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。
経営及び信用の状況	手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止、会社更生法の適用申請等の事実があり、客観的に経営状況が著しく不健全であると判断される場合は指名しないこと。 ただし、更生手続の開始決定、更生計画の認可等があった場合は、当該開始決定、認可等があった後の経営状況を総合的に勘案すること。
工事成績等の状況	（１） 市発注の工事等の工事成績及び履行状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 （２） 市発注工事の工事成績の平均が過去２年連続して特に優良である場合には、これを十分尊重すること。 （３） 市発注工事の工事成績の平均が過去２年連続して特に不良である場合は、指名しないことができる。
手持ち工事等の状況	（１） 工事等の手持ち状況から見て、当該工事等を施工・実施（以下「施工等」という。）する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。 （２） 当該年度の指名及び受注状況を勘案し、指名が特定の有資格者に偏らないよう配慮すること。
当該工事等についての技術的な適正	以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。 （１） 当該工事等と同種若しくは類似の工事等について相当の施工等実績があること。 （２） 当該工事等の施工等に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事等の施工等実績があること。 （３） 発注予定工事等の種別に応じ、当該工事等を施工等するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。

留意事項	基 準
------	-----

安全管理の状況	(1) 市発注の工事等について安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに契約相手として不適当であると認められるときは、指名しないこと。 (2) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 (3) 市発注の工事等について過去2年間に死亡者の発生及び休業2か月以上の負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。
労働福祉の状況	(1) 賃金不払の状況が継続している場合であって明らかに契約相手として不適当であると認められるときは、指名しないこと。 (2) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第7項に規定する被共済者を使用することが予測される者にあつては、独立行政法人勤労者退職金共済機構との退職金共済契約の締結状況及び市発注工事に係る建設業退職金共済証紙の購入状況を総合的に勘案すること。 (3) 労働者の雇用・労働条件の改善に取り組む等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。